加えて、通常、利水に係る計画は10年に１回程度起こりうる規模の渇水（以下「計画規模の渇水」という。）に対応することを目標としているところ、香東川水系においてはこの規模を越える渇水（以下「異常渇水」という。）時には、河川環境維持等のための必要水量が確保できず、深刻な被害をもたらしており、さらに近年においては、平成６年に代表されるように、異常気象等による大規模な渇水が懸念されることから、異常渇水に対する対策が求められている。

このような状況に対処するため、香東川水系の治水対策として平成13年５月に「香東川水系河川整備基本方針」が策定され、これを受け、平成15年12月に計画対象期間を概ね20年間とする「香東川水系河川整備計画」（以下「整備計画」という。）が策定され、同計画において、概ね50年に１度発生する洪水に対して、基準地点岩崎（以下「岩崎地点」という。）におけるピーク流量を既設の内場ダム（以下「内場ダム」という。）と本件事業による椛川ダム（以下「椛川ダム」という。）で1,130㎥／秒から930㎥／秒に低減するとしている。

そして、本件事業は河川法第79条第２項に基づき、「ダム等建設事業全体計画書」が策定され、以下の点が定められている。

まず、椛川ダムの建設予定地点における計画高水流量190㎥／秒のうち、120㎥／秒の洪水調節を行うこととし、そのための容量として2,760,000㎥を確保することとしている。

また、香東川における既得用水の補給等流水の正常な機能の維持と増進を図るため、岩崎地点において0.23㎥／秒の流量を確保することとし、そのための容量として2,180,000㎥を確保することとしている。

さらに、計画規模の渇水を想定し、新たな水道用水として、高松市に最大9,000㎥／日を供給するため、1,990,000㎥の容量を確保することとしている。

加えて、異常渇水時に備え、渇水対策容量を確保するとした整備計画を踏まえ、河川維持流量等の補給を行うための緊急水として、3,360,000㎥の容量を確保することとしている。

本件事業は、これらに基づき、香東川の氾濫による洪水被害の軽減、渇水時における流水の正常な機能の維持、水道用水の確保及び異常渇水時の緊急水の確保を目的として多目的ダムを建設するものである。本件事業の完成により、内場ダムと相まって、洪水時の流量を低減させ、目標とする計画高水流量を安全に流下させることが可能となり、香東川流域における洪水被害が軽減されることとなる。また、計画規模の渇水時においても、流水の正常な機能の維持のために必要な流量を維持することが可能となるとともに、高松市において、計画規模の渇水時においても、安定供給可能な水道用水を確保することが可能となる。さらに、異常渇水時に河川維持流量等に緊急水を補給することが可能となる。

これらのことから、本件事業は流域住民の生命及び財産の保護、河川環境の保全、高松市の水道用水の安定的な確保並びに異常渇水時における被害軽減に寄与することが認められる。

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者は任意で環境調査を実施し、学識経験者等による香川県ダム環境委員会を設置し、そこでの評価・検討を継続して行っている。

その結果によると、本件事業の工事期間中の生活環境等に与える影響については、大気質、騒音、振動ともに基準値を下回っており、影響は小さいとされているが、低騒音型機械の採用など更なる影響の低減に配慮することとしている。また、水環境のうち、貯水池の水温については上昇する傾向にあると予想され、また、土砂による水の濁りについては大規模出水時に長期化すると予想されるものの、選択取水設備を設置するなどの保全措置を講じることにより、環境への影響は回避・低減できると評価されていることから、起業者はこれらの措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の調査及びそれに対する評価・検討によると、起業地及びその周辺の土地において、動物については、香川県レッドデータブックに絶滅危惧Ⅰ類として掲載されているカジカ大卵型・陸封型等の重要な種が、植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているウスバヒョウタンボク、ユキモチソウ及び準絶滅危惧として掲載されているエビネ、ツメレンゲ、香川県レッドデータブックに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているワサビ及び準絶滅危惧として掲載されているミミナグサ、ジガバチソウ等の重要な種が確認されている。このうち、カジカ大卵型・陸封型については、四国においては当流域のみに生息し、環境の変化に対して復元が困難なこと、また、生息環境の改変率が比較的大きいことから、養殖・移殖を実施するなどの保全措置を講じることとしている。また、ウスバヒョウタンボク、ユキモチソウ、エビネ、ツメレンゲ、ワサビ、ミミナグサ及びジガバチソウについては、個体の移植や継続的なモニタリングにより、影響は回避できると評価されており、これらの措置を講じることとしている。さらに、予測し得なかった環境に及ぼす影響が見られた場合は、必要に応じて調査を実施し、適切な措置を講じるなど、環境の保全に取り組むこととしている。

なお、起業地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、起業者が保護のため特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、香東川の氾濫による洪水被害の軽減、計画規模の渇水時における流水の正常な機能の維持、水道用水の確保及び異常渇水時の緊急水の確保を目的として、堤高88.5m、総貯水容量10,560,000㎥の重力式コンクリートダムを建設する事業であり、本件事業の事業計画は、これらに必要な水量を確保するうえで適正な規模であると認められ、また、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業のダムサイトについては、椛川流域において、ダム堤頂長を短くするため、十分な高さを備えた狭隘な谷地形であること、ダムの背後に貯水量を十分確保できること等を条件として検討をした結果、申請案のほか、申請案の約700m上流に建設する案、申請案の約1,300m上流に建設する案の３案による比較が行われている。

申請案と他の２案とを比較すると、申請案は、水没戸数は他案より多いものの、集水面積が最も大きいことから、ダム高・堤体積を最も小さくすることができ、施工性に優れること、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う県道の付替工事の事業計画についても、実現可能な３つの案についての検討を行ったところ、申請案は、道路延長は長いが、施工上の問題は特に無く、事業費も最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、香東川流域では幾度も洪水被害が発生していること、近年頻発する渇水が動植物の生息及び生育環境等に影響を及ぼしていること、高松市において、計画規模の渇水時の水需要に対応する